

保護者の皆様へ

東京都立清瀬特別支援学校長

稗田 知子

## 学校感染症による出席停止について

学校感染症にかかった、あるいはその疑いがあると医療機関で診断された場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。これは、お子さまの十分な療養と、学校という集団生活の場において周囲への感染拡大防止を目的として行うものです。療養期間中の「出席停止」は欠席扱いにはなりません。

学校感染症り患の可能性がある場合には、必ず医療機関を受診し診断を受け、登校再開時期について指示を受けてください。また、診断結果や医師からの指示等については、学校へ連絡をお願いします。

学校感染症治癒後、登校を再開する際には、以下の「登校許可届」を保護者が記入し提出してください。

<主な学校感染症> ※以下の感染症以外についても、医師からの指示があればお知らせください。

感染症名	主な症状	出席停止期間
インフルエンザ	悪寒・高熱・頭痛・全身倦怠感・腰痛・咽頭痛・咳・鼻汁・嘔吐・下痢	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発熱・咽頭痛・咳	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	両側または片側の耳下腺の腫れと微熱	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
水痘（みずぼうそう）	体・首・顔に発疹(紅班) 水疱→膿疱→かさぶたの順に変化	すべての発しんがかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・咽頭痛・結膜炎・首のリンパ節の腫れ	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
流行性角結膜炎	結膜充血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、目やに、発熱	医師において感染のおそれがないと認められるまで。
急性出血性結膜炎	結膜出血、結膜充血、まぶたの腫脹、異物感	
溶連菌感染症	高熱、扁桃の発赤・腫れ、発疹	医師の指示による。
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢	
マイコプラズマ感染症	咳、発熱、頭痛など	
手足口病	発熱・口腔や咽頭、手足や肘、膝、おしりなどに水疱	
伝染性紅班（リンゴ病）	微熱や風邪症状の後に顔面の紅斑、網目状の発疹	

## 登校許可届

東京都立清瀬特別支援学校長 殿

小・中 学部 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

保護者署名 \_\_\_\_\_

疾病名： \_\_\_\_\_

出席停止期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

医療機関名： \_\_\_\_\_